

## 産業建設委員会会議録

=====  
日時 令和6年9月13日（金曜日）  
午前10時から午前3時32分まで  
場所 第4委員会室  
-----

### 日程

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 付託された議案の審査
  - (1) 議案第60号 土浦市手数料条例の一部改正について
  - (2) 議案第62号 土浦市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について
  - (3) 議案第63号 土浦市勤労青少年ホーム条例の廃止について
  - (4) 議案第75号 市道の路線の認定について
  - (5) 議案第76号 市道の路線の廃止について
  - (6) 議案第67号 令和6年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）
- 4 報告事項
  - (1) 入札案件について
  - (2) 工事発注状況報告について
- 5 付託された陳情の審査
  - (1) 受理番号12 土浦第二小学校通学路の危険箇所・区間における生活道路用柵の設置に関する陳情書
  - (2) 受理番号15 勾橋の管理瑕疵に関する陳情書
  - (3) 受理番号16 下高津一丁目13号線上にある張出歩道の管理瑕疵に関する陳情書
  - (4) 受理番号17 開蓮橋の管理瑕疵に関する陳情書
- 6 その他
  - (1) 台南市との友好交流協定締結記念事業に対する議員派遣について
- 7 閉会

-----  
出席委員（8名）

委員長 平石 勝司

副委員長 今野 貴子  
委員 竹内 裕  
委員 寺内 充  
委員 海老原 一郎  
委員 下村 壽郎  
委員 島岡 宏明  
委員 吉田 直起

---

欠席委員（0名）

---

説明のため出席した者（15名）

産業経済部長	塚本 隆行	都市政策部長	飯泉 貴史
建設部長	渡辺 善弘	商工観光課長	沼尻 健
農林水産課長	坂本 直親	都市計画課長	鈴木 孝昌
都市整備課長	福澄 雄祐	公園・施設管理課長	中島 賢市
建築指導課長	齋藤 仁志	道路管理課長	滝田 昌暁
道路建設課長	浅岡 武徳	住宅営繕課長	三浦 誠
下水道課長	室町 和徳	水道課長	和田 利昭
農業委員会事務局長	岡田 将之		

---

傍聴者0名

---

事務局職員出席者 古宮 英剛

---

○平石委員長 ただ今から産業建設委員会を開催いたします。本日は、はじめに委員会に付託されました議案の審査を行い、つづいて、分科会に付託されました令和6年度補正予算、令和5年度決算認定について審査を行います。発言の際は、会議録作成のため、マイクの使用をお願いします。資料は、サイドブックの「本会議」「令和6年」「第3回定例会」「事前配布資料」「議案第58号～議案第77号」をお開きください。執行部の方は、説明の際にページ数を示していただきますようお願いいたします。それでは、「議案第60号土浦市手数料条例の一部改正について」、説明をお願いします。

○齋藤建築指導課長 建築指導課でございます。土浦市手数料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。10ページをお願いいたします。土浦市手数料条例の一部を改正する条例でございますが、脱炭素社会の実現に資す

るための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の改正により、建築物省エネ法、建築基準法が改正され、本条例で引用する条項にずれが生じることから、その条項ずれを整理するものです。施行期日は、一部を除き令和7年4月1日となります。説明は以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等がありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 それでは、お諮りします。議案第60号土浦市手数料条例の一部改正について、原案どおり決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 御異議なしと認めます。議案第60号は、原案どおり決しました。つぎに、議案第62号土浦市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について、説明をお願いします。

○沼尻商工観光課長 商工観光課です。それでは15ページをお願いいたします。今回の条例改正は、こちらの条例が引用する法律の条令改正に伴いまして、記載のとおり、それに伴う文言の整理と、条項ずれを改正するものでございます。条例内容に変更はございません。説明は以上です。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等がありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 それでは、お諮りします。議案第62号土浦市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について、原案どおり決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 御異議なしと認めます。議案第62号は、原案どおり決しました。つぎに、議案第63号土浦市勤労青少年ホーム条例の廃止について、説明をお願いします。

○沼尻商工観光課長 商工観光課です。つづきまして、17ページをお願いいたします。土浦市勤労青少年ホームにつきましては、土浦市公共施設等再編再配置計画に基づきまして、令和6年度をもって閉館となりますので、その条例を廃止するものでございます。説明は以上です。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等がありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 それでは、お諮りします。議案第63号土浦市勤労青少年ホーム条例の廃止について、原案どおり決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 御異議なしと認めます。議案第63号は、原案どおり決しました。つぎに、議案第75号市道の路線の認定について、説明をお願いします

○滝田道路管理課長 道路管理課でございます。77ページをお願いします。議案第75号市道の路線の認定について、御説明いたします。今回は、2路線でございます。位置図で御説明しますので、79ページをお願いいたします。中都38号線は、都和小学校の北側に位置しております。この路線は、開発行為を日本都市開発株式会社が行い、寄付により、延長33.3メートル、幅員8.21メートルから15.46メートルを市道に認定するものでございます。つづきまして、80ページをお願いします。真鍋四丁目14号線は、土浦第二中学校の北側に位置しております。この路線は、開発行為を香陵住販株式会社が行い、寄付により、延長73.42メートル、幅員6.01メートルから9.01メートルを市道に認定するものでございます。以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等がありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 それでは、お諮りします。議案第75号市道の路線の認定について、原案どおり決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 御異議なしと認めます。議案第75号は、原案どおり決しました。つぎに、議案第76号市道の路線の廃止について、説明をお願いします。

○滝田道路管理課長 道路管理課でございます。81ページをお願いいたします。議案第76号市道の路線の廃止について、御説明します。位置図で御説明しますので、83ページをお願いいたします。並木四丁目7号線は土浦北インターの南側に位置しております。延長71.65メートルの市道を隣接土地所有者が払下げを希望しており、現地を確認したところ、道路としての機能がなく、払下げに支障がございませんので、市道の認定を廃止するものでございます。以上、市道の廃止につきまして、よろしくをお願いいたします。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等がありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 それでは、お諮りします。議案第76号市道の路線の廃止について、原案どおり決することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○平石委員長 御異議なしと認めます。議案第76号は、原案どおり決しました。暫時休憩します。

（午前10時36分休憩）

（午前10時12分再開）

○平石委員長 つぎに、議案第67号令和6年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について、説明をお願いします。

○中島公園・施設管理課長 公園施設管理課でございます。議案書の44ページをお願いいたします。議案第67号令和6年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について、事項別明細書で御説明をさせていただきます。駐車場事業特別会計補正予算案につきましては、歳入は、令和5年度の決算剰余金につきまして、地方財政法第7条第1項の規定に基づき、繰越金の増、駐車場指定管理者納付金としての増及び積立金収入の増額補正となります。歳出は45ページになりまして、駅西駐車場の外壁改修工事費の計上、駐車場設備の更新等に必要な経費として積み立てる。財政調整基金積立金の増及び一般会計繰出金の増額補正をお願いするものでございます。説明は以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○平石委員長 それでは、お諮りします。議案第67号令和6年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について、原案どおり決することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○平石委員長 御異議なしと認めます。議案第67号は、原案どおり決しました。委員会に付託された議案の審査は、以上となりますが、委員長報告書については、一任でよろしいでしょうか。

（「委員長一任で」と呼ぶ者あり）

○平石委員長 暫時休憩といたします。

（午前10時14分休憩）

（午後2時35分再開）

○平石委員長 つぎに、委員会報告事項です。サイドブックスの資料は「ホーム」までお戻りいただいて、「産業建設委員会」「令和6年」「9月13日」をお

開きください。その中の資料1の「入札案件について」をお願いします。

それでは、(1) 入札案件について順次、説明をお願いします。

○坂本農林水産課長 資料2ページをお願いします。農林水産課からの入札予定は、「土農委第7号農業センター建築物定期点検業務委託」になります。建築基準法の規定に基づく3年に1度の施設の定期点検を行うものです。委託予定価格、委託期間については、資料記載のとおりです。説明は以上となります。

○中島公園・施設管理課長 公園・施設管理課でございます。つづきまして、3ページをお願いいたします。土浦市駅東駐車場自動火災報知設備更新工事です。こちらは、駅東駐車場の火災報知器や感知器などの設備を更新する工事となります。つづきまして、4ページをお願いいたします。同じく駅東駐車場の受変電設備更新工事です。こちらは、受変電設備いわゆるキュービクルの更新工事となります。説明は以上となります。

○滝田道路管理課長 道路管理課でございます。5ページをお願いいたします。「R6国補道管道維委第2号道路照明施設定期点検業務委託」でございます。この道路照明施設の委託でございますが、道路法の規定により10年毎に実施してございます。位置図が9ページまで続いてございますので、御確認のほどよろしくをお願いいたします。道路管理課は以上でございます。

○浅岡道路建設課長 道路建設課でございます。10ページをお願いいたします。道路建設課の入札案件につきましては、3件でございます。まず、1件目ですが、「都市計画道路木田余神立線(Ⅱ期)道路改良工事(第2工区)」でございます。工事の場所につきましては、神立小学校の北側に位置する神立中央五丁目地内でございます。工事概要としましては、延長50メートルの区間におきまして、幅員12メートルの改良舗装工事や、歩道、道路側溝を設置する工事でございます。11ページをお願いいたします。「市道大岩田61号線改良工事」でございます。工事の場所につきましては、大岩田排水場の北側でございます。工事概要としましては、延長160メートル区間におきまして、現況幅員約2.5メートルの道路を、計画幅員4.0メートルに拡幅改良するもので、道路側溝を布設し、舗装を整備する工事でございます。12ページをお願いいたします。「市道西根39・41号線改良工事」でございます。工事の場所につきましては、県南病院の西側でございます。工事概要としましては、延長128.4メートル区間におきまして、現況幅員約1.8メートルの道路を、計画幅員5.0メートルに拡幅改良するもので、道路側溝を布設し、舗装を整備する工事でございます。道路建設課の案件は、以上でございます。

○室町下水道課長 つづきまして、下水道課でございます。13ページをお願

いします。下水道課は2件ございます。はじめに、10月1日執行の一般競争入札案件でございまして、「R6国補公下第2号田村第一処理分区公共下水道（汚水）工事（第3工区）」となります。この工事は、田村町地内の下水道の未整備箇所には汚水管を布設する工事で、内容につきましては、口径200ミリメートルの汚水管を114メートル布設する工事でございます。つづきまして、14ページをお願いいたします。「R6国補公下第3号田村第一処理分区公共下水道（汚水）工事（第4工区）」でございます。この工事は、先ほどの工事と同様に、手野町地内の下水道の未整備箇所には汚水管を布設する工事でございます。下水道課は、以上でございます。

○和田水道課長 水道課でございます。同じく15ページをお願いいたします。「令和6年度水工配実（更）の第4号中村南四丁目地内外実施設計（更新）業務委託」でございます。この業務委託は、中村小学校付近における老朽管の更新に先立ちました実施設計でございます。委託内容につきましては、口径350ミリメートルの配水管を、750メートル区間、設計するものでございます。つづきまして、16ページをお願いいたします。「令和7年度水給委第1号配水業務委託」でございます。本市の水道は、市内4か所に設置された配水場や新治地区におきましては、山岳地域への供給のため、水圧を増圧するための増圧機場が3か所、その他市内に供給するための水道施設が設置されており、大岩田配水場からの遠隔操作による運転となっております。この度の業務委託につきましては、市内に設置された水道施設の運転管理にかかる業務であり、予算につきましては、令和6年3月の議会における、5か年間の債務負担行為の御承認により、令和7年度から12年度まで5か年により実施するものでございます。水道課は、以上2件でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等がありますか。

○竹内委員 道路建設課の浅岡課長。神立中央の工事は、真っすぐ、かすみがうら市まで行く計画だよ。いつ頃になるのかね。

○浅岡道路建設課長 現在、道路を買収させていただいた所の改良工事を進めているところでございますが、1件について、まだ用地買収が済んでない所がございます。用地交渉のほうは進めているところですが、なかなか難航しているところもございますので、今の段階でいくと、令和9年度末を計画はしているのですが、用地交渉次第になってくるということがあります。

○海老原委員 道路照明、426基の点検。これ全てもうLEDになっているんだよね。

○滝田道路管理課長 平成27年度にやっております。

○平石委員長 そのほかはよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 つぎの(2)工事発注状況報告については、説明を省略しますので、各自、資料を御覧いただきますようお願いいたします。その他、執行部から報告事項はありますか。

○中島公園・施設管理課長 公園・施設管理課でございます。口頭で失礼いたします。毎年実施しております土浦市主催の第4回グリーンフェスタつちうらの御案内となります。グリーンフェスタにつきましては、都市緑化月間に関連して、毎年開催しております。当日は、花苗の配布や体験コーナーなどを実施する予定ですが、現在、ボランティア団体が体験コーナーの実施内容を詰めているところがございますので、改めて通知のほうさせていただきます。産業建設委員会委員の皆様には、当日の開会式に出席を賜りたく思っております。開催日時は、10月12日、土曜日、午前10時30分より、霞ヶ浦総合公園の体育館前広場となりますので、御出席をお願いいたします。詳細は来週、団体と協議の予定ですので、その後、御案内状を改めて各委員に配付させていただきますと思います。よろしくをお願いいたします。

○平石委員長 ありがとうございます。委員の皆様からは、何かございますか。

○今野副委員長 備前川のアオコについて、現状の報告と陳情でございます。皆様から遠くて、見えづらいとは思いますが、緑色になっているのが備前川です。こちらの写真は、小松の郵便局の前辺りのものです。これ後で、皆様に見ていただきますけれども、ここだけではなく、かなり長距離において、このような状況になっております。普段から備前川は、水の流れがほぼなく、淀んだ感じでした、ここの場にアオコが結構留まっております。今年は大分アオコが多いというのがありまして、もうここまでの状況になっているんだなど。そして見栄えが悪いただけではなくて、かなり広範囲に悪臭がしています。小松郵便局の向かいにありますコープでも、非常に強い匂いをしています。広範囲にわたっているということと、これだけ規模が大きくなっていますので、水の整備、排水の整備などあると思いますし、各部課所にわたるかと思えます。そして、私は産業建設委員会で御報告させていただいておりますけれども、総務市民委員会では、柳沢健二議員が皆様はこちらのお願いをしているところがございます。ですので、皆様、縦割りということではなくて横の連携で、こちらの改善と整備をしていただきたくお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○海老原委員 今野委員は備前川という話をしましたが、新川からロープの川口もよろしく願います。それ以外もあるのかもしれないけどね。

○平石委員長 本当に大事なことでございますので、よろしく願いたいと思います。委員の皆様からそのほかよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 長時間にわたり、慎重なる御審議をいただき、お疲れ様でございました。この後は、陳情4件の審査を行います。渡辺建設部長、滝田道路管理課長、浅岡道路建設課長はお残りいただいて、その他執行部の方は御退席いただいて結構です。お疲れ様でした。

(執行部退席)

○平石委員長 今回は、当委員会に陳情が4件付託されております。資料は同じく、「産業建設委員会」「令和6年」「9月13日」のフォルダをお開きください。はじめに「受理番号12土浦第二小学校通学路の危険箇所・区間における生活道路用柵の設置に関する陳情書」についてです。事務局から陳情事項を朗読してください。

○古宮議会事務局書記 それでは、資料3の「受理番号12土浦第二小学校通学路の危険箇所・区間における生活道路用柵の設置に関する陳情書」をお開きください。2ページをお願いいたします。趣旨及び陳情事項について、朗読いたします。土浦第二小学校(以下二小)の通学路は、国道や県道などへの抜け道になっている区間や歩道の無い区間が多くあり、大変危険な状況です。速度超過や進行方向指定時間違反、路側帯へのはみ出しなど、危険な運転も横行しています。このような状況から、物理的な防護施設により安全な歩行スペースを確保するなど対策を講じる必要があるものの、通学路になっている市道の幅員は狭く、防護施設の設置は困難な状況でもありました。しかし近年、幅員が狭い道路においても歩行者等を保護できるようにするために「生活道路柵」が開発されています。平成28年12月に改定された「防護柵の設置基準・同解説」(公共社団法人日本道路協会)に追加された新しい柵で、身近な道路の安全性を高め、幅員が狭い道路においても、歩行者等を保護できるようにするための柵です。既に製品化されており設置事例も各地にあります。二小の通学路においては、十年以上危険箇所を指摘されながら未対策のまま放置されています。今後も対策方法を幅広く検討し、新しい施策や技術を取り入れて、安全の向上に努めていただくようお願いいたします。陳情事項ですが、土浦第二小学校通学路の危険箇所・区間における生活道路用柵設置の検討、なお3ページが、日鐵住金建材株式会社、(現)日鐵建材株式会社から、4ページから5ページ

が、鋼製防護柵協会から、6ページから7ページが、神鋼建材工業株式会社からの生活道路用柵について、陳情者が提出された資料となります。8ページから9ページは、陳情者が撮影した現況写真。10ページから11ページは、ウィキペディアから抜粋された八街児童5人死傷事故になります。以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。それでは、審査を行います。委員の皆様のお意見を伺っていきたくと思います。竹内委員のほうからよろしくをお願いします。

○竹内委員 結論を言いますと、不採択です。理由は、この文章、何回も読んでいますけれども、未対策のまま放置されていますという文章があるのですが、未対策のまま放置はしていません。前回の陳情を踏まえてみても、二小のPTA、学校、そして下高津一丁目の区長、それから、関係委員が、いろいろな工夫をして、対応しているわけです。地元の方、学校関係者はそれぞれの立場でやれる範囲のことをやっております。それから、防護柵を作るということは、簡単に言えばガードレールみたいなものですよね。それが柵になるだけの話なので、柵を作っている様々な自治体を、この辺見えていますけれども、ほかはいろいろ話をしながら進めています。ところが、今回この陳情の内容は、恐らく、下高津一丁目、学校、またあずかり知らぬ話で陳情が出ているのではないかと推測します。そういう意味で、陳情の採択をして、役所のほうで防護柵を作る、作らないとなったとき、地元のほうにそのような話を持ち込んだならば、誰がそのようなことを言ったんだと。我々は何も知らない。ましてや、その形状を変えるわけですから、形状を変えることについては、周辺の住民も含めて、いろいろな形で、勝手なことをやるんじゃないという形になってしまいます。そういう意味で、私はこの陳情については、不採択です。

○平石委員長 ありがとうございます。寺内委員お願いいたします。

○寺内委員 私も竹内委員が言ったとおり、あそこはもともと、道が狭いから、そこに今度防護柵なんかをやったのならば、今度は車が通れないとか、結局事故につながるのが多くなるのではないかと思うんだよね。今だったら、上手く避けながらいくけども、障害物が建つと、かえって事故を招くときもあるので、私はもう最善のやつで尽くしてくれたので、それで良いのではないかと思います。私も、不採択です。

○平石委員長 ありがとうございます。海老原委員お願いいたします。

○海老原委員 柵の対策をやって、車がすれ違える幅だったら、良いと思うのだけど、これは二小のだけじゃないんだよ。もし二小をやるとなると、市内全

箇所やらないといけない。そうして全部やると、本当にすれ違えなくて、逆に車の事故が懸念されるということで、不採択でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。下村委員お願いします。

○下村委員 私は、竹内委員がお話ししたとおり、私も同感でございまして、地域コミュニティーの中で、話し合いをして、どうしてもこういうことが発生しているから、これを市のほうにみんなでお願いしましょうというのが、手順としては大きなことと思います。手順を踏まずにやって地域の皆様から同意を得られない、そこがまず1番大切なところで、市からも同意を得られないってなると大変です。また道路が狭いといいますが、車1台だけは入れるような、逆に道路を狭くして、対策をしている所もあるんですね。それで、余っている道路敷の所に待避場と、子供たちの通学をするための歩道を広く取るというような対策をしている所もありますので、やり方は防護柵だけだけではなくて、手法はたくさんあります。市のほうも、土浦市全体から見たときに、ここだけの話ではなくて、全域から見たらすごくたくさん問題が提起されるかと思います。だからそこも含めて、よく御検討いただくというのが大切かなと。その前に、竹内委員と同じように、不採択になるのではないかと、私としては思います。

○平石委員長 ありがとうございます。島岡委員お願いします。

○島岡委員 今まで出た意見と同じで、不採択でよろしくをお願いします。

○平石委員長 ありがとうございます。吉田委員お願いします。

○吉田委員 私も皆さんと一緒に不採択です。

○平石委員長 ありがとうございます。今野副委員長お願いします。

○今野副委員長 私も不採択でお願いいたします。前回同じような陳情をいただきまして、我々現場に行って、視察をして、確認してまいりました。それで現状が、もちろん問題はあるにしても現状がベストというか、地域性に合った対応をしているのかなと思いました。そして今回の陳情の文言が、生活道路用柵の設置なんですね。なので、今回は柵に関して限定して言ってきていますけれども、また違うもので、出てきたとしても、これはやはり同じ範囲になるのかなと思いますので、こういう細かなところの陳情というのは少し考えたほうがいいのかなと思いました。以上です。

○平石委員長 皆様、御意見ありがとうございます。それでは、ここで採決に移りたいと思います。本陳情を採択と思われる方は挙手をお願いいたします。

(なし)

○平石委員長 それでは、不採択の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○平石委員長 それでは、「受理番号12土浦第二小学校通学路の危険箇所・区間における生活道路用柵の設置に関する陳情書」については、不採択といたします。つづいて、「受理番号15匂橋の管理瑕疵に関する陳情書」についてです。事務局から陳情事項を朗読してください。

○古宮議会議務局書記 それでは、資料4の「受理番号15匂橋の管理瑕疵に関する陳情書」をお開きください。趣旨及び陳情事項について朗読いたします。土浦市下高津一丁目13号線は、下高津・富士崎から市役所やJR土浦駅などのある中心地へ移動するための、付近住民にとって重要な生活道路です。歩行者には高齢者や身体障害者も多く、また、小学校へ徒歩通学する学童や自転車通学の学生も多く利用しています。この市道上にある施設はかなり老朽化しており、特に防護柵や高欄の損傷・老朽化が著しいです。匂橋については、高欄の構造が現行基準に適合していません。設置高さが低いため、歩行者が橋梁から転落する重大事故発生の危険性があります。当然、事故が発生した場合は市の管理瑕疵を問われます。転落防止柵（高欄も含む）の高さについて、「路面より1.1メートル」とすることが標準となったのは、昭和61年、（1986年）7月です。安全性に関わる構造的な不適合が40年近く放置されていることは、市道の管理上ゆゆしき事態だと考えます。陳情事項です。匂橋の点検・改善・修繕の計画、実施についてです。なお3ページが匂橋の位置図、4ページから5ページは陳情者が撮影した現況写真、6ページから7ページが一般社団法人全国高欄協会のパンフレットになります。以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。それでは審査を行ってまいりたいと思います。

○下村委員 執行部から意見を伺ってもよろしいでしょうか。

○平石委員長 分かりました。浅岡道路建設課長お願いいたします。

○浅岡道路建設課長 道路建設課でございます。先ほど言った橋梁の240橋、市のほうでございます。それで、陳情のほうでは昭和61年に1.1メートルを標準とするということでございます。ただその前の段階の中で、昭和31年、5月の基準といたしましては、高さが路面より90センチメートルというのを標準ということで、それが昭和61年に1.1メートルになったということでございます。私どものほうで調査した中でございますが、昭和31年の基準で適合、要は90センチメートルをクリアしてるというのが166橋。90センチメートル未満というのが73橋ございます。不明というのが1橋ございますが、こちらの先ほど言ったひばり団地の所がないので、1橋ということになっております。それで、昭和61年の高さ1.1メートルに適合しているのが9

5橋。不適合となるのが144橋。不明が1橋というのが現状でございます。

○下村委員 匂橋は確認しましたか。

○浅岡道路建設課長 匂橋も確認しています。高欄のほうが、匂橋は0.76メートルとなっております。

○平石委員長 ありがとうございます。以上のことを踏まえて、また皆様から御意見をいただきたいと思います。それでは、地元の竹内委員のほうからお願いいたします。

○竹内委員 ここについても、お住まいになっている下高津一丁目の方々とか、ここを通行しているの方々、そこを通学している子供の保護者とかたくさんいます。ただ、今日の委員会の審査でもあった道路橋梁の問題でもありますので、私どももこれを機会に、橋そのものを見るのも必要かなと思っていますので、この陳情については継続で審査をしていったほうが良いのではないかなと思っていますので、継続です。

○平石委員長 寺内委員、御意見お願いいたします。

○寺内委員 私も竹内委員と一緒に現場見たほうが良いかなということがあるので、今回継続審査にお願いいたします。

○平石委員長 海老原委員お願いします。

○海老原委員 私も、特に今回この陳情は匂橋ですが、先ほど浅岡道路建設課長から説明があったとおり、匂橋以外も調査しなくてはいけないと思うので、今回は継続です。

○平石委員長 下村委員お願いします。

○下村委員 私も継続ということでお願いします。この橋の欄干というのかな。高欄と言っていますけれど、構造的に不安定なのか、安定しているのかっていうのは調べないと。大分古そうですから、このままで良いのかどうかは市のほうでも、よく御検討いただきたいと思います。この問題そのものについては、私は継続ということで、お願いします。

○平石委員長 ありがとうございます。島岡委員お願いします。

○島岡委員 私も、継続ということでございますが、古いから新しくしないといけないということになると、世の中には歴史的建造物もいろいろあります。例えば、私のお父さんの実家は、欄干というのがない橋がたくさんあって、子どもの時に渡ると、なんでそうなるのか、雨が降った時に沈むようにできているとかですね、そういった構造的なものもあって、欄干がなかったりするところ、そういう所もありますので、私も継続で。何が何でも古ければ新しくするしかないっていうのも、これはそんなことやったら考えものではないかなという

気もいたしますので、継続ということをお願いします。

○平石委員長 吉田委員をお願いします。

○吉田委員 私は不採択でいいと思います。先ほどの分科会の時にも話があった、もう240橋があって、その中でも審査が行われていて、適正に検査をして、それで危ないのが三つだよってもう絞られている状況の中で、もう優先順位は決まっていると思います。であれば、ここに時間を使うのではなくて、そちらの橋のほうに。240橋の調査が行われているっていうのが前提にあるわけですから、この匂橋に限って行く必要はないと思いますので、私は不採択でいいと思います。

○島岡委員 私も不採択をお願いします。

○平石委員長 今のところで、建設部長をお願いします。

○渡辺建設部長 すいません、途中で口を挟ませてもらって。今お話出ました点検結果、匂橋はレベル2でございます。できたのが昭和37年、1962年ということです。補足させてください。

○吉田委員 レベル4は既に1個あって、レベル3というそのさらに高いレベルのものが出てきてしまってるわけですから、見るならそっちを見たほうが良いのではないかと私は思いますし、匂橋に限って、動く必要はないと思いますので不採択です。

○下村委員 昭和37年で、この欄干はコンクリート製ですよ。中性化してきて、少し危ないよというふうに見受けられるので、先ほどの橋梁の強度というのと、欄干というのは、少し考え方が違うのかなと思います。手すりの問題と同じで。だから、この手すりだとすれば、自転車とかで通行をしている人が、ここの所に安定したものがありますよ、不安を感じないような手すりがありますよというのであれば、私はそのほうが良いと思います。ただこれが中性化しているのか。あるいは地震で壊れてしまうのか、そういったことについては調査をしているかというのは分からないので、そこまで調査をされたのですか。

○浅岡道路建設課長 ここに関しまして、点検委託のほうをいたしまして、当然鉄筋の強度というか、それと剥離等々見ています。ただ、橋に限定してやっているっていう、深くはやっていません。

○下村委員 専門的に言えば、コンクリートが年齢的にも大変に中性化していると思います。中性化、震度の測定もできるけれども、そのやつをやってみて、コンクリートの強度がないよ、危険だよって言われたら、説明のしようがないのかなと思います。説明をするにしても、それは簡単に不採択という、これは我々の問題だけれど。ただこれ強度の話をするとなると、危ないですよ、76

センチメートルだけで、1.1メートルまで持っていけないといけないとかを、法律的な根拠からすると、改善する時期というのはあったんですよ。それをそのままずっと、改善しないでいたと言われたら、何とも言いようがないと思います。これ私個人の思いですが。だから、やっぱり改善できるものはしていかないといけなかったんだろうと思うんです。放置していたというわけではないのだけれども、法改正に応じて、5年後にやったとか、7年後にやりましたというなら、まだまだ良いような気がします。だから、今のままで、現状でいくのなら、根拠があって、コンクリートの手すり、いわゆる欄干が、中性化は問題ないですよと言いきれる、そういうことを説明する根拠が必要だと思いますので、よろしくをお願いします。

○海老原委員 さっきの240橋は調査をしたというのは、橋梁の耐震化、長寿命化ということで検査をしたと思うんだよね。その調査項目の中に、今回の昭和61年は110センチメートルだったというのは、調査項目、対象項目に入っているの。

○浅岡道路建設課長 高さ云々というのは、調査項目には入っていません。

○海老原委員 そういうこともあるので、もう1回。私は継続で。

○平石委員長 ありがとうございます。今野副委員長をお願いします。

○今野副委員長 陳情者の方が現地の写真を詳細に撮っていただいておりますが、客観的にどのくらい危ないのかというのは、この写真だけでは、分かりません。ですので、先ほど御説明ありましたレベル2であるというその客観的な物差しみたいなものをお示しいただいたということで、例えば、今回私たちが、見に行っても、客観的なものが分からなかったら、安全だとか、これは危ないからすぐやるべきだという判断は、私は少し難しいのかなと思います。匂橋だけではなく、もっと客観的な調査レベルというか、指数みたいなものが明示された段階では判断できますけれど、今の段階で、匂橋だけの問題でいくっていうのは、私は少しどうかなと思いますので、私は不採択でお願いします。

○平石委員長 皆様、御意見ありがとうございます。皆様からお話伺いまして、継続審査を求める御意見もございましたので、継続審査についてお諮りをさせていただきたいと思います。本陳情を継続審査とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(4人挙手)

○平石委員長 賛成多数でございますので、「受理番号15匂橋の管理瑕疵に関する陳情書」については、継続審査といたします。つづいて、「受理番号16下高津一丁目13号線上にある張出歩道の管理瑕疵に関する陳情書」につい

てです。事務局から陳情事項を朗読してください。

○古宮議会議務局書記 それでは、資料5の「受理番号16下高津一丁目13号線上にある張出歩道の管理瑕疵に関する陳情書」をお開きください。2ページをお願いいたします。趣旨及び陳情事項を朗読いたします。土浦市下高津一丁目13号線は、下高津・富士崎から市役所やJR土浦駅などの中心地へ移動するための、付近住民にとって重要な生活道路です。歩行者には高齢者や身体障害者も多く、また、小学校へ徒歩通学する学童や自転車通学の学生も多く利用しています。この市道上にある施設はかなり老朽化しており、特に防護柵や高欄の損傷・老朽化が著しいです。下高津一丁目13号線上にある張出歩道については、転落防止柵の構造が現行基準に適合していません。設置高さが低いため、歩行者が歩道から転落する重大事故発生の危険性があります。当然事故が発生した場合は市の管理瑕疵を問われます。転落防止柵の高さについて、路面より1.1メートルとすることが標準となったのは昭和61年(1986年)7月です。安全性に関わる構造的な不適合が40年近く放置されていることは市道の管理上ゆゆしき事態だと考えます。陳情事項については、下高津一丁目13号線上にある張出歩道の点検、改善・修繕の計画実施です。なお3ページが張出歩道の位置図、4ページから5ページは陳情者が撮影した現況写真になります。以上です。

○平石委員長 ありがとうございます。こちら執行部のほうから、補足など何かございましたら、説明をお願いしたいと思います。

○滝田道路管理課長 道路管理課です。今回の所を全部自分の目で確認させてもらいました。確かに、今回の張出歩道については、錆が酷いような状況で、高さもないような状況ではありますが、今すぐ倒れるような状況ではないのかなというような現況でした。以上です。

○平石委員長 ありがとうございます。そうしましたら、今の意見を踏まえて竹内委員のほうから、また御意見をお願いしてもよろしいでしょうか。

○竹内委員 結論を言えば不採択です。この道路は、地元ですからもう何回も歩いている、または通っていますけれど、ここに書かれているように、転落をするとか、それから重大事故が発生するとか、少なくともそのような話は聞いたこともありません。実際自分で歩いてみれば分かるんですよ。こんなに危ないというほどの道路ではないです。この画面を見ても分かるようにね。ですから、私は不採択です。

○平石委員長 ありがとうございます。寺内委員をお願いします。

○寺内委員 地元の竹内委員がそういうのだったのならば、私も不採択です。

○平石委員長 海老原委員お願いします。

○海老原委員 これは前の案件と一緒に、こういう張出歩道は市内にもあるかどうか。これ以外にね。これは市のほうでは把握してるのかな。

○滝田道路管理課長 正確に把握していないので、きちんと御報告したいと思います。

○海老原委員 さっきの案件と一緒に、やはりこれだけではないので、それを待ってからと思っています。ですから継続です。

○平石委員長 下村委員お願いします。

○下村委員 市内には、相当こういう手すりが付いてる歩道というのがあろうと。私が思うだけで、どのぐらいあるか分かりませんが、それを把握されていないので、これから高さも含めて調査していただきたいなと思います。それと、あるかないかというより、あるだけ立派なのだと思うのですが、それを言ってしまうと、話になりません。ただ私は不採択です。

○平石委員長 島岡委員お願いします。

○島岡委員 右靱にも実は消防団の小屋の前であって、永国か高津にも、安売りをやる店の近くにありましたし、みんな子供たちの安全をと思って、作ってくれて、丈夫にできているなど。今、竹内委員が言ったように、危なくないようでありましたら、私も不採択です。

○平石委員長 吉田委員お願いします。

○吉田委員 私も不採択です。

○平石委員長 今野副委員長お願いします。

○今野副委員長 私も不採択でお願いします。

○平石委員長 御意見ありがとうございました。ただ、海老原委員のほうから継続審査という申出もございましたので、まず継続審査についてお諮りをさせていただきたいと思います。本陳情を継続審査とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(1人挙手)

○平石委員長 1名でございます。賛成少数でございますので、継続審査とすることは否決ということにさせていただきたいと思います。それでは、改めて採決をいたします。本陳情を採択することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(なし)

○平石委員長 それでは、不採択の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○平石委員長 それでは、「受理番号16下高津一丁目13号線上にある張出歩道の管理瑕疵に関する陳情書」については、不採択といたします。さいごに、「受理番号17開蓮橋の管理瑕疵に関する陳情書」についてです。事務局から陳情事項を朗読してください。

○古宮議会事務局書記 それでは資料6の「受理番号17開蓮橋の管理瑕疵に関する陳情書」をお開きください。趣旨及び陳情事項を朗読いたします。土浦市下高津一丁目13号線は、下高津・富士崎から市役所やJR土浦駅などの中心地へ移動するための、付近住民にとって重要な生活道路です。歩行者には高齢者や身体障害者も多く、また小学校へ徒歩通学する学童や自転車通学の学生も多く利用しています。この市道上にある施設はかなり老朽化しており、特に防護柵や高欄の損傷・老朽化が著しいです。また、防護柵や高欄の構造が現行基準に適合していません。この市道は付近住民にとって重要な生活道路であるのにもかかわらず歩道が未整備です。また、国道・県道への抜け道となっているため交通量も多く、歩行者等にとって大変危険な状況にあります。その上、開蓮橋の高欄は設置高さが低いため、歩行者・車両が橋梁から転落する重大事故が発生する危険性があります。開蓮橋は高欄の外側にガス管・水道管などが添架されていますから、これらを損壊する可能性もあります。当然、事故が発生した場合は市の管理瑕疵を問われます。転落防止柵（高欄も含む）の高さについて、「路面より1.1メートルとする」ことが標準となったのは、昭和61年（1986）年7月です。安全性に関わる構造的な不適合が40年近く放置されていることは、市道の管理上由々しき事態だと考えます。陳情事項については、開蓮橋の点検、改善・修繕の計画、実施です。3ページが開蓮橋の位置図。4ページから5ページは陳情者が撮影した現況写真。6ページから7ページが一般社団法人全国高欄協会のパンフレットになります。以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。こちら執行部のほうから、補足など何かございましたら、説明をお願いしたいと思います。

○浅岡道路建設課長 開蓮橋のほう備前川21号橋ですが、先ほどと同じような話ですけれど、ここの場所に関しましては、橋梁開始の時期というのが、現在残ってる資料ではございませんので、実際不明ということになっております。高欄の高さでございますが、これは85センチメートル、防護柵自体は75センチメートルなんですけど、そこに立ち上がる地覆というのがありまして、それが10センチメートルあって合計、高欄までの高さが85センチメートル。こちらのほうも点検結果のほうはレベル2となっております。以上でございます。

ます。

○平石委員長 ありがとうございます。それでは、今のことを踏まえて、竹内委員のほうからお願いいたします。

○竹内委員 これも不採択です。前の市役所があった所から行くと、誰でも通る道で、そして誰も落ちたこともなくて、何らかの事故があったということもなくて、交通事故で衝突とかはあったかもしれないけれど、人身事故で、橋のおかげで人身事故があったとか、そういうものは聞いたことはないです。でも、一番の問題は市役所が放置している、何もしてないと。しかし、それぞれ地元から要望があれば、路面を綺麗にしたり、または外線をはっきりさせたり、そういうことをするわけですから、こういう陳情書を出すからには、それなりの町内会とか、そういう所と協議をして、関係を持って陳情書を出すようなやり方を、この方によく知っていただくためには、基本的に不採択です。

○平石委員長 ありがとうございます。それでは寺内委員もお願いします。

○寺内委員 私も不採択です。地元の人が言うんですから、間違いないと思いますので。

○平石委員長 ありがとうございます。海老原委員お願いします。

○海老原委員 あそこも私もよく通りますが、歩いていて問題はないような所なのですが、この写真の備前川の上あたりかな、このあたりは道路舗装をよろしくお願いします。かなり酷そうなので。それは置いておいて、不採択です。それほど影響なさそうなので。

○平石委員長 下村委員お願いします。

○下村委員 不採択でお願いします。

○平石委員長 島岡委員お願いします。

○島岡委員 不採択でお願いします。

○平石委員長 吉田委員お願いします。

○吉田委員 不採択でお願いします。

○平石委員長 今野副委員長お願いします。

○今野副委員長 不採択でお願いします。

○平石委員長 ありがとうございます。そうしましたら皆様から御意見も出尽くしたようでございますので、ここで採決をとっていきたいと思います。本陳情を採択することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(なし)

○平石委員長 それでは不採択ということにされる方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○平石委員長 それでは、「受理番号16下高津一丁目13号線上にある張出歩道の管理瑕疵に関する陳情書」については、不採択といたします。

○平石委員長 付託されました陳情の審査は、以上となります。執行部の皆様は退席いただいて結構です。お疲れ様でした。委員の皆様は、協議事項がありますので、引き続き、お待ちください。

(渡辺建設部長、滝田道路管理課長、浅岡道路建設課長退席)

○平石委員長 その他です。(1) 台南市との友好交流協定締結記念事業に対する議員派遣について、産業建設委員会から2名の選出の御協議をいただきたいと思えます。

○寺内委員 産業建設委員会は、商業が入っているので、台南市からいろいろな招待が来るとは思うんだよね。多分、産業建設委員会が一番、台南市に行く機会が多いのかと思うので、期数順に行っていただければ、みんな回るんじゃないかと思うんですよ。私とか委員長とか議長は行ってきたので。でも、今回竹内委員はちょっと病気がまだ治っていないので、その後の海老原委員と同じ3期でも年齢が上の下村委員の2人に行っていただいて、その後、今野委員と吉田委員に行ってもらおうということはどうでしょうか。

○平石委員長 寺内委員から御意見ございましたが、いかがでしょうか。

(「海老原委員と下村委員」でとの声あり)

○平石委員長 それでは、海老原委員と下村委員よろしくお願いたします。なお、派遣後、報告書の提出がございましたので、御準備のほどよろしくお願いたします。それでは、以上のおりとさせていただきます。お疲れさまでございました。以上で産業建設委員会を閉会します。